

千葉県告示第251号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年 3月29日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
かがやきのまち あすみが丘教室  千葉県千葉市緑区あ すみが丘2丁目17- 15 2丁目M店舗2 階	株式会社ブリッジ  千葉県千葉市美浜区中瀬 二丁目6番地1 ワール ドビジネスガーデンマリ ブウエスト29階  代表取締役 垣本 祐作	令和5年 4月1日	1250102231	児童発達支 援・放課後等 デイサービス